

改正

平成29年5月26日告示第46号

平成29年12月12日告示第91号

令和2年3月31日告示第41号

令和2年11月13日告示第93号

令和4年3月31日告示第19号

令和6年1月25日告示第5号

上天草市定住支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に近接する地域外からの移住者の定住を促進することによって、移住者の知識、経験等を活かした新たな地域づくりによる地域力の向上を図り、もって本市の持続的発展に不可欠な定住人口の維持及び拡大に資するため、移住者に対し、予算の範囲内において、上天草市定住支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市以外の市町村（天草市、苓北町、宇城市及び宇土市を除く。以下同じ。）から転入し、本市の住民基本台帳に登録し、かつ、本市に3年以上居住することをいう。ただし、転勤、就学その他一時的な転入に係るものを除く。
- (2) 移住者 本市に定住することを目的に転入した者をいう。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供する建築物（当該建築物の所有者が第4条に規定する交付対象者の3親等以内の親族であるものを除く。）であって、居室、台所、浴室、トイレ及び玄関を有するものをいう。

(助成金の種類及び交付額)

第3条 助成金の種類及び交付額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、住宅を新築し、若しく

は購入し、又は借り受ける者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（以下「世帯主等」という。）が移住者であって、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 過去に本市（合併前の大矢野町、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町を含む。）に居住したことがない者

イ 過去に本市から転出し、5年以上経過している者

(2) 世帯主等が上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でない者であること。

(3) 世帯主等が市区町村税（特別区民税を含む。）の滞納がない者であること。

(4) 世帯主等が国家公務員若しくは地方公務員（非常勤職員及び臨時的職員を除く。）又は上天草市地域おこし協力隊設置要綱（平成25年上天草市告示第24号）第3条に規定する地域おこし協力隊の隊員でないこと。

(5) 世帯主等が国又は他の地方公共団体からこの補助金と同様の趣旨による補助金等の交付を受けていない者であること。

(6) 別表助成金の種類の欄に掲げる助成金の区分に応じ、同表の交付対象者の欄に掲げる要件を満たす者であること。

（事前申込）

第5条 助成金の交付を受けようとする交付対象者（以下「事前申込者」という。）は、本市に転入する日（以下「転入日」という。）前3月以内に、上天草市定住支援助成金交付事前申込書（様式第1号。以下「事前申込書」という。）に、住宅の工事請負契約書若しくは売買契約書又は賃貸借契約書の写しを添えて、これを市長に提出しなければならない。

（内定）

第6条 市長は、前条の規定により事前申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を内定し、上天草市定住支援助成金交付内定（不交付決定）通知書（様式第2号）により事前申込者に通知するものとする。

（交付申請及び実績報告）

第7条 前条の規定による内定を受けた事前申込者であって、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、転入日の翌日から起算して3月を経過する日までに、上天草市定住支援助成金交付申請書兼実績報告書（様式第3号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 上天草市定住支援助成金交付内定書の写し
- (2) 世帯主等の住民票の写し（続柄が記載されたものに限る。）
- (3) 世帯主等について、転入日の前日から起算して過去5年以上本市以外の市町村に居住していたことを確認することができる書類（戸籍の附票その他これに類する書類をいう。）
- (4) 世帯主等の市区町村税の滞納がないことを証明する書類
- (5) 別表助成金の種類の欄に掲げる助成金の区分に応じ、同表の交付申請に必要な書類の欄に掲げる書類
- (6) 申請者の誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (7) その他市長が必要と認める書類
(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により交付申請兼実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付決定及び額の確定をし、上天草市定住支援助成金交付決定及び確定通知書（様式第5号。以下「交付決定及び確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、申請者に対し、条件を付することができる。

(交付請求)

第9条 前条の規定により交付決定及び確定通知書を受けた申請者は、上天草市定住支援助成金交付請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）により市長に助成金を請求するものとする。

(交付)

第10条 市長は、前条の規定により請求書を受理したときは、速やかに助成金を申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を申請者に命じることができる。ただし、やむを得ない特別の事情があると認めるときは、助成金の返還を免除することができる。

- (1) 定住をしなくなったとき。
- (2) 交付対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が相当と認める事由があるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を決定したときは、上天草市定住支援助成金交付決定取消及び返還決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（平成30年10月18日から令和元年12月31日までの間に本市に転入した者に係る特例）

2 平成30年10月18日から令和元年12月31日までの間に本市に転入した者については、第7条の規定にかかわらず、令和2年12月28日までに、交付申請書兼実績報告書に第7条各号に掲げる書類を添えて、これを市長に提出することができる。

3 前項の規定により交付申請書兼実績報告書を提出した者に係る定義及び交付対象者の要件については、第2条及び第4条の規定にかかわらず、上天草市移住支援助成金交付要綱の一部を改正する要綱（令和2年上天草市告示第41号）による改正前の第2条及び第4条の規定の例による。

附 則（平成29年5月26日告示第46号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年12月12日告示第91号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第41号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年6月30日までに本市に転入した者については、この要綱による改正後の上天草市定住支援助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）第5条及び第6条の規定は、適用しない。この場合において、新要綱第7条各号列記以外の部分中「前条の規定による内定を受けた事前申込者であって、助成金の交付を受けようとするもの」とあるのは「助成金の交付を受けようとする交付対象者」と、同条第1号中「上天草市定住支援助成金交付内定書の写し」とあるのは「住宅の工事請負契約書若しくは売買契約書又は賃貸借契約書の写し」とする。

3 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の上天草市移住支援助成金交付要綱第6条の規

定による助成金の交付決定及び額の確定の通知を受けた者については、新要綱第11条の規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則（令和2年11月13日告示第93号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第19号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月25日告示第5号）

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第7条関係）

| 助成金の種類 | 助成金額 | 交付対象者 | 交付申請に必要な書類 |
|-------------------|---|---|---|
| 住宅取得助成金 | 新築し、又は購入した住宅1物件につき10万円とする。 | <p>ア 転入日から起算して3月以内に本市内に住宅を新築し、若しくは購入した者又は本市内に住宅を新築し、若しくは購入した日から起算して1年以内に転入した者であること。</p> <p>イ 新築し、又は購入した住宅の登記名義人であること。</p> | <p>ア 新築し、又は購入した住宅の登記事項証明書</p> <p>イ 新築し、又は購入した住宅の平面図又は間取り図の写し</p> <p>ウ 新築し、又は購入した住宅の外観及び内観写真</p> |
| 空き家バンク登録物件取得加算助成金 | 住宅取得助成金の交付の対象となる住宅が上天草市空き家バンク制度実施要綱（平成28年上天草市告示第69号。以下「空き家バンク要綱」という。）第4条第 | <p>ア 住宅取得助成金の交付条件を満たしていること。</p> <p>イ 転入日前に空き家バンク要綱第7条第3項に規定する空き家バンク利用登録台帳に登録されている者であること。</p> | <p>空き家バンク要綱第7条第4項に規定する空き家バンク利用登録完了通知書の写し</p> |

| | | | |
|----------------|--|---|---|
| | 6項に規定する空き家バンク登録台帳に登録されている空き家の場合は、住宅取得助成金に10万円を加算する。 | | |
| 子育て世帯住宅取得加算助成金 | 子育て世帯（子（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）が属する世帯をいう。以下同じ。）の者が住宅取得助成金の交付を受ける場合は、子1人につき3万円を住宅取得助成金に加算する。ただし、6万円を上限とする。 | ア 住宅取得助成金の交付条件を満たしていること。 イ 転入日において、その属する世帯が子育て世帯である者であること。 | |
| 引越し費用助成金 | 引越しに係る経費の2分の1に相当する額とする。ただし、5万円を上限とする。 | 本市に転入する際に引越し事業者に荷物の搬送を依頼した者であること。 | 引越しに係る費用の根拠書類（領収書等。ただし、転入日の前後3月以内のものに限る。） |

備考

- 1 助成金の交付は、同一世帯につき助成金の種類ごとに1回限りとする。

2 助成金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。